

青森県報

第二千八百四号

平成十九年
七月十一日
(水曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……二

障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………(同) ……二

公共測量の実施……………(監 理 課) ……二

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦……………(労政・能力 開発課) ……三

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する

規則……………(職 員 課) ……四

告 示

青森県告示第五百二十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー・ドラッグ田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三三の一	平成一九、七、一
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六三の三	"

青森県告示第五百二十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
ESTクリニック2	弘前市大字福村字新館添二〇の五	じん臓に関する医療	平成一九、七、一

青森県告示第五百二十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	平成一九、七、一
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	" "
アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	" "

青森県告示第五百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人ぶさん会	八戸市根城九丁目一八の二三	居宅介護	ホームヘルプセンター柿の木苑	平成一九、七、一
サポートセインター虹	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一一九の三	生活介護	特定非営利活動法人サポートセインター虹	"

青森県告示第五百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十一条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人ぶさん会	相談支援センター柿の木苑	平成一九、七、一
主たる事務所の所在地	所在地	
八戸市根城九丁目一八の二三	八戸市根城九丁目一八の二三	

青森県告示第五百三十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
仙台防衛施設局
- 二 測量の種類
公共測量（国有財産台長図面作成）
- 三 測量の期間
平成十九年六月一日から同年九月十四日まで
- 四 測量の地域
つがる市豊富町屏風山、同市富港町屏風山地域

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十九年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十一期委員のうち使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)(佐藤正勝及び労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)(外崎祐一が辞任したことに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者委員及び労働者委員の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成十九年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)(第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成十九年七月十七日から平成十九年八月十三日まで

四 推薦方法

候補者推薦書(第一号様式)及び候補者調書(第二号様式)を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者

を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。)

(第1号様式)

青森県労働委員会 労働者 候補者推薦書

青森県知事 氏 名殿

年 月 日

推薦団体 住所 名称及び代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名 年齢 所属会社名 住所

(第2号様式)

候補者調書

- 1 氏名及び生年月日
2 本 籍
3 現 住 所
4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

